

2023年10月30日

株式会社アスマーク

代表取締役 町田 正一

問合せ先 取締役管理部長 飯田 恭介

(03)5468-8181

URL <https://www.asmarq.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期的な企業価値向上のためには、経営の効率化を図るとともに、株主をはじめとしたステークホルダーとの信頼関係を構築することが重要と考えております。そして、ステークホルダーとの信頼関係を構築するためには、経営の健全性や透明性に対して真摯に向き合っていくことが重要と考えており、そのためにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることに努めてまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④：議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】

当社は、機関投資家や海外投資家が議決権を行使しやすい環境整備や情報提供が必要と認識しておりますが、自社の株主における海外投資家比率等を勘案し、招集通知の英訳はしておりません。今後は、株主構成における海外投資家の比率等を勘案し、招集通知の英訳による情報提供を検討してまいります。

【補充原則3-1②：海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

当社は、株主構成における海外投資家の比率等が極めて低いため、現時点では英語での情報開示を実施しておりません。今後は、株主構成における海外投資家の比率等を勘案し、必要に応じて英語による情報提供を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4：政策保有株式】

当社では、原則として株式の政策保有を行っておりません。なお、政策保有が必要となる場合につきましては、当社にとって中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に限るものとしております。

【原則1-7：関連当事者間の取引】

当社と関連当事者の取引は、法令の定めによるもののほか、社内規程等の定めに従い、取締役会等の手

続きを経たうえで行うこととしております。

【補充原則 2-4 ①：女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社は、持続的な成長と企業価値向上のため、必要に応じて、性別や国籍等を問わず能力や実績を重視した優秀な人材の積極的な登用を行っておりますが、現時点では外国人・中途採用者について測定可能な目標を設定しておりません。なお、正社員の男女比率実績を当社ホームページにおいて開示しております。[\(https://www.asmarq.co.jp/saiyou/data/\)](https://www.asmarq.co.jp/saiyou/data/)

【原則 2-6：企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する機会を設けておりません。

【原則 3-1：情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の会社経営の基本方針、中長期的な会社の経営戦略は、有価証券報告書に記載しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「I-1」に記載のとおりです。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等の額の決定は、株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬額の決定は代表取締役に委任しております。代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を得たうえで決定しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査等委員の候補の指名を行うにあたっての方針・手続につきましては、当社のミッションとの高い共感性をもちつつ、豊富な経験、高い見識、高度な専門性及び高い倫理観、優れた人格を有する者が候補者となるよう透明性や客観性を確保するため、構成員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の同意を得たうえで取締役会にて決定することとしています。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査等委員の個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知にて個々の選任理由及び候補者の略歴に記載しております。

【補充原則 3-1 ③：サステナビリティについての取組み】

当社は、リサーチサービスの提供を主たる事業としており、物品の製造など環境負荷の高い事業は行っておりませんので、気候変動問題が現在のところ当社の事業に重大な影響を及ぼすことは想定しておりません。しかしながら、気候変動問題への対処は、安定的な経済発展と国民生活の基盤を確保する為の

重要な課題であると認識しており、当社としては、お客様が市場で成功を収めるための支援を提供しながら、事業活動を通じた生産性の向上及びペーパーレス化やテレワークの促進、IT 機器の削減等に継続的に取り組むとともに、全社員が環境保全や温暖化対策、資源の有効活用等に積極的に取り組むことで、地球環境へ貢献し、社会に信頼される企業を目指しております。

【補充原則 4-1①：経営陣に対する委任の範囲】

当社は、法令により取締役会の専決とされる事項及び重要な業務執行上の意思決定につきましては、取締役会において意思決定を実施しております。また、取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役会にて決議すべき事項を明確に定めるとともに、それらの事項を除き、経営における責任の明確化及び意思決定の迅速化のため、業務執行に関する決定については代表取締役をはじめとする経営陣に委任しております。

【原則 4-9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任に当たり、会社法上の社外性要件に加え、企業経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを社外取締役に指定するための基準としております。

【補充原則 4-10①：独立社外取締役を主要な構成員とする独立した諮問委員会の設置】

当社は、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性・透明性を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬に係る重要な事項については、当該委員会での審議を経て取締役会で決定することとしております。

【補充原則 4-11①：取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、社外取締役 4 名を含む計 7 名の取締役により構成されております。取締役の選任においては、当社の成長及び中長期的な企業価値向上の達成に必要な知識、経験及びリーダーシップ性を考慮するとともに、社外取締役においては独立した立場で業務執行及び組織運営における監視・監督を期待できる人材を選任し、他社での経営経験を有する者を含めることにより、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模を十分に考慮して取締役会を構成しております。また、当社の取締役・監査等委員のスキルマトリックスについては以下のように考えています。

地位	氏名	当社が各取締役・監査等委員に期待する分野							委員会	
		経営	マーケティング ・営業	商品開発	財務・会計	法務・リスク 管理	人事労務 ・人材開発	指名 委員会	報酬 委員会	
取締役	町田 正一	○	○	○						

	水城 良祐		○	○	○					
	飯田 恭介		○			○	○	○		
	木原 康博	(社外)	○			○	○			
監査等委員	鈴木 親	(社外)	○				○	○	●	●
	大内 智	(社外)	○			○			○	○
	塩月 潤道	(社外)	○				○		○	○

※上記は各取締役・監査等委員の主要なスキルを表記しております。

●：委員長 ○：委員

【補充原則4-11②：取締役・監査等委員の上場会社の役員の兼任状況】

当社の取締役・監査等委員は、当社の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる兼務の状況であると判断しております。他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知等で開示しております。

【補充原則4-11③：取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社では、現時点では取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりませんが、今後、取締役会の実効性向上のための課題を洗い出し、必要な対策に取り組んだ上でその結果を検証するPDCAサイクルを運用するために、取締役会の定期的な分析・評価を行っていくことを検討いたします。

【補充原則4-12②：取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役の経営監督機能や監査等委員の経営監視機能が十分に発揮できるようなトレーニングの機会を提供するとともに、その費用を負担することで積極的な支援を行うこととしております。

【原則5-1：株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話全般につきましては、管理部管掌取締役が統括し、株主や投資家の皆様に対して、決算説明会を半期に1回開催することにより、建設的な対話を実施できるよう取り組んでまいります。実際の対話にあたりましては、営業部門、財務経理部門、その他関係部門が、情報・知識の共有を行い、適宜担当役員も面談に臨むなど、取り組みを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

町田正一	874,900	87.4
株式会社ビデオリサーチ	50,000	5.0
町田香織	30,000	3.0
株式会社ドウ・ハウス	25,000	2.5
木原康博	20,000	2.0
株式会社 MAM	100	0.0

支配株主（親会社を除く）名	町田 正一
---------------	-------

親会社名	該当事項はありません。
親会社の上場取引所	該当事項はありません。

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	スタンダード市場
決算期	11月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
木原 康博	他の会社の出身者												
鈴木 親	他の会社の出身者												
大内 智	税理士								△				
塩月 潤道	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関	選任の理由
----	----	--------	-------

	役員	する補足説明	
木原 康博			事業会社の取締役としての知見と経験を有しております。また、財務、人事、経営全般におけるこれまでの経験に基づき、同氏には、当社の経営及び成長戦略の実現に必要な有益な提言、助言をいただくことを期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
鈴木 親	○		事業会社における法務や内部監査に関する相当程度の経験と知見を有しております。また当社以外での監査役を歴任し、豊富な経験、実績、見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。
大内 智	○		税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しています。同氏には、特に当社の財務会計領域における経験、実績、見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は2005年8月から当社の顧問税理士として、当社の税務申告業務に従事しており、2015年11月期を以て契約を終了しております。当時の同氏への税理士顧問報酬金額は、同氏が代表を務めるベンチャー支援税理士法人の売上の1%程度と軽微であり、当社が依存している状況にはなかったことから、同氏の独立性に問題ないと判断しております。
塩月 潤道	○		金融機関及び事業会社における専門的な知識と豊富な経験を有しています。また当社以外での監査役を歴任し、豊富な経験、実績、見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

【監査等委員会】

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	—	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社では監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置していませんが、監査等委員会は必要に応じて、補助すべき使用人を監査等委員会事務局として置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会及び会計監査人は、監査方針や問題点等について種々の意見交換を行い、連携を取り合っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	1	—	3	—	—	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	1	—	3	—	—	社外取締役

補足説明

該当事項はありません。

【独立役員関係】

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役及び従業員に対し、当社の業績向上への意欲と士気を高めることを目的として、新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定するものいたします。報酬等の額の決定は、株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬額の決定は 代表取締役に委任しております。代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を得たうえで、上記について決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、7名の取締役（うち監査等委員である取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査等委員会

当社は監査等委員会制度を採用しており、3名で構成されております。

監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 内部監査

当社は、内部監査室が内部監査を担当しております。内部監査室は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画に基づき内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(4) 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任し、会計監査を受けております。なお2022年11月期において監査を執行した公認会計士は細野和寿氏、森竹美江氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他15名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(5) 指名・報酬委員会

当社は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、必要に応じて臨時に開催しております。同委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としており、取締役会の諮問に応じて、取締役の選解任、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関する事項、その他取締役等の指名及び報酬等に関して取締役会が必要と認めた事項について審議し、取締役会に答申を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR 資料をホームページ掲載	証券取引所で開示した適時開示資料、決算情報、株主総会招集通知等を掲載しております。IR 資料を掲載しておりますホームページアドレスは、以下のとおりであります。 (https://www.asmarq.co.jp/ir/)	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部において対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「行動規範」に規定しております。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないものの、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、2016年3月30日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について決議し、2017年3月16日、2018年2月15日及び2022年7月5日開催の取締役会において改定を決議いたしました。現状においても、取締役会規程、業務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めており、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しており

ます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決してかかわりを持たず、不当な要求には断固としてこれを拒絶する方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対策規程」及び「暴力団等反社会的勢力からの不当要求に対する対応マニュアル」を定めており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

なし

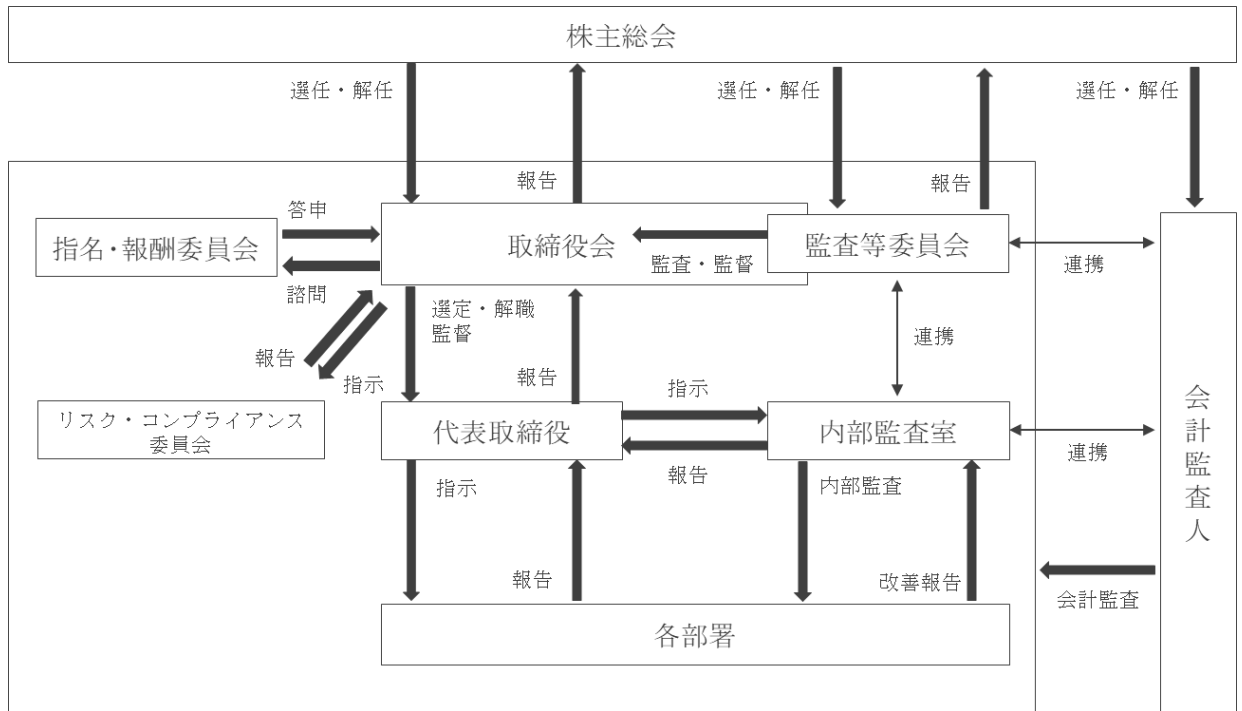
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

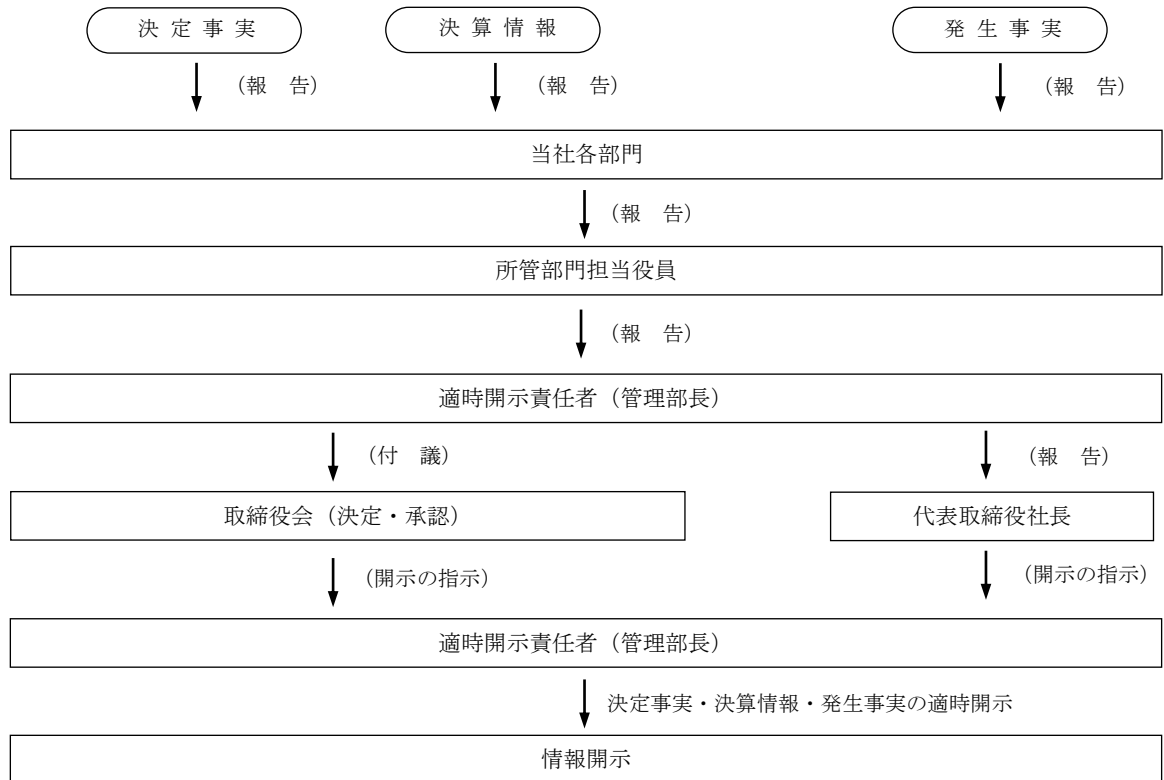
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上